

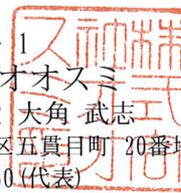
地質分析（濃度）結果証明書

2018年11月22日

株式会社金子コンクリート

様

発行番号 C18K0042 - 1
 分析機関名 株式会社オオスミ
 代表者 代表取締役 大角 武志
 所在地 横浜市瀬谷区五貫目町 20番地 17
 電話番号 045 (924) 1050 (代表)
 計量証明事業者の登録番号 神奈川 濃度第18号
 環境計量士 小谷 智樹



2018年11月15日に依頼のあった検体について、溶出試験については平成3年環境庁告示第46号付表、含有量試験については平成15年環境省告示第19号付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体区分 第 C18K0042 - 1 号)

	計量の対象	単位	測定値	定量 下限値	基準値	測定方法
溶出試験	カドミウム	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01	日本工業規格 K0102 (2016) 55.4
	全シアン	mg/l	不検出 (0.1 未満)	0.1	不検出	日本工業規格 K0102 (2016) 38.1.2及び38.3
	有機燐	mg/l	不検出 (0.1 未満)	0.1	不検出	昭和49年環境庁告示第64号付表1
	鉛	mg/l	0.005 未満	0.005	0.01	日本工業規格 K0102 (2016) 54.4
	六価クロム	mg/l	-	0.005	0.05	日本工業規格 K0102 (2016) 65.2.1
	砒素	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01	日本工業規格 K0102 (2016) 61.4
	総水銀	mg/l	0.0005 未満	0.0005	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表1
	アルキル水銀	mg/l	不検出 (0.0005 未満)	0.0005	不検出	昭和46年環境庁告示第59号付表2
	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	不検出 (0.0005 未満)	0.0005	不検出	昭和46年環境庁告示第59号付表3
	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.002	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	クロロエチレン	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.002	平成9年環境庁告示第10号 付表第2
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004 未満	0.0004	0.004	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002 未満	0.002	0.1	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004	0.04	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001 未満	0.001	1	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006 未満	0.0006	0.006	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	トリクロロエチレン	mg/l	0.003 未満	0.003	0.03	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002 未満	0.0002	0.002	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	チウラム	mg/l	0.0006 未満	0.0006	0.006	昭和46年環境庁告示第59号付表4
	シマジン	mg/l	0.0003 未満	0.0003	0.003	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1
	チオベンカルブ	mg/l	0.002 未満	0.002	0.02	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1
	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001	0.01	日本工業規格 K0125 (2016) 5.2.1
	セレン	mg/l	0.0012	0.001	0.01	日本工業規格 K0102 (2016) 67.4
ふっ素	mg/l	0.26	0.1	0.8	日本工業規格 K0102 (2016) 34.4	
ほう素	mg/l	0.2 未満	0.2	1	日本工業規格 K0102 (2016) 47.3	
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005	0.05	昭和46年環境庁告示第59号付表7第3	
含有量試験	砒素 (農用地)	mg/kg	-	0.5	15	昭和50年総令第31号第1条第3項及び第2条
	銅 (農用地)	mg/kg	-	0.25	125	昭和47年総令第66号第1条第3項及び第2条
	水銀及びその化合物	mg/kg	0.5 未満	0.5	15	昭和46年環境庁告示第59号付表1
	カドミウム及びその化合物	mg/kg	1 未満	1	150	JIS K0102 (2016) 55.1
	鉛及びその化合物	mg/kg	16	5	150	JIS K0102 (2016) 54.1
	砒素及びその化合物	mg/kg	5.1	5	150	JIS K0102 (2016) 61.2
	六価クロム化合物	mg/kg	5 未満	5	250	JIS K0102 (2016) 65.2.1
	ふっ素及びその化合物	mg/kg	140	100	4000	JIS K0102 (2016) 34.4
	ほう素及びその化合物	mg/kg	50 未満	50	4000	JIS K0102 (2016) 47.3
	セレン及びその化合物	mg/kg	1 未満	1	150	JIS K0102 (2016) 67.2
シアン化合物	mg/kg	1 未満	1	50	JIS K0102 (2016) 38.3	

検体の性状	形状	砂状	色	茶灰色	におい	無臭
-------	----	----	---	-----	-----	----

発生場所：--- 工事名：---
 備考 発生事業者名：株式会社金子コンクリート 試料名：スラモル (高流動埋戻し材)

*計量証明の事業の工程の一部を外に行なわせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：-